

令和5年度
港湾局関係
予算概算要求概要

令和4年8月

国土交通省港湾局

(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～洋上風力発電の導入促進①～

① 洋上風力発電の導入促進に係る基地港湾及び促進区域、港湾における洋上風力発電の導入計画

○ 洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札であり、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件を形成することが示された。この実現に向け、促進区域の指定及び管理、発電事業者のための公募手続き、促進区域の占用許可及び基地港湾の整備を実施する。

(港湾における洋上風力発電の導入計画)



(洋上風力発電に係る基地港湾及び促進区域)

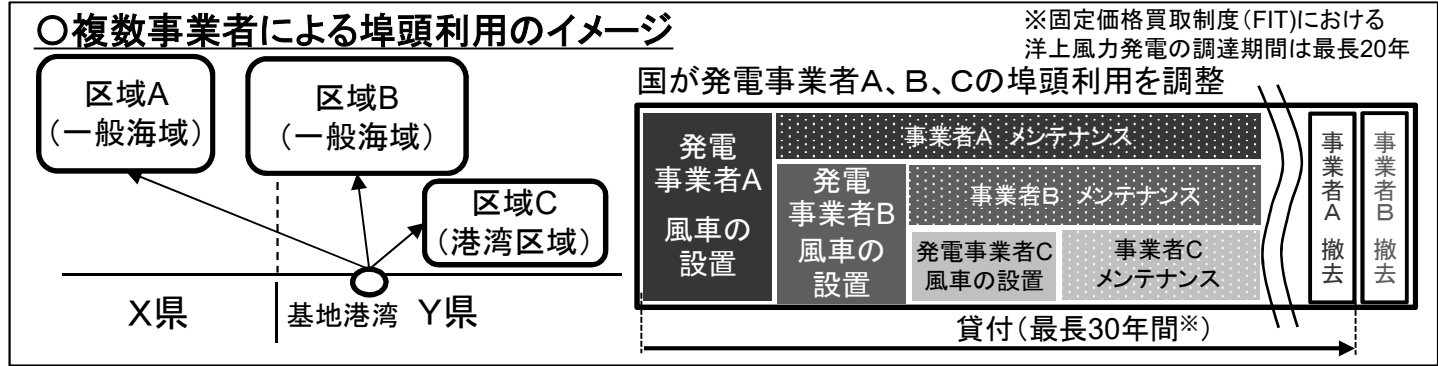
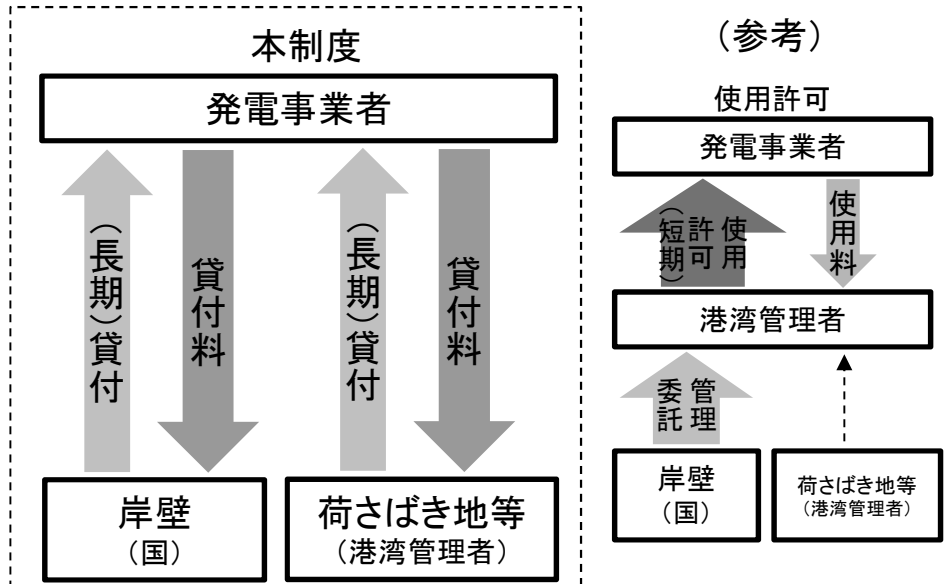
2022年8月現在



(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～洋上風力発電の導入促進②～

②海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)制度の概要

- 改正港湾法(令和2年2月施行)より、国土交通大臣が、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭(洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭)を有する港湾を基地港湾として指定し、発電事業者に当該港湾の同埠頭を長期間(最大30年間)貸し付ける制度を創設。
- 埠頭は複数の発電事業者へ貸付けられるため、国土交通大臣は複数の借受者の利用調整を実施。
- 令和2年9月、能代港、秋田港、鹿島港及び北九州港を基地港湾に初めて指定。



(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～洋上風力発電の導入促進③～

(参考) 政府の計画における洋上風力発電の位置づけ

長期エネルギー需給見通し(H27.7経済産業省決定)

海洋基本計画(H30.5.15閣議決定)

未来投資戦略2018(H30.6.15閣議決定)

洋上風力産業ビジョン(第1次)(R2.12.15経済産業省・国土交通省決定)

成長戦略実行計画(R3.6.18閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～(R3.6.18閣議決定)

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R3.6.18経済産業省・国土交通省・他関係府省庁決定)

○洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である。

○2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。

○風車の大型化傾向等を踏まえつつ、将来的な我が国の基地港湾に求められる機能や、地域経済の活性化や雇用創出を図るための臨海部エリア等における企業誘致策等の検討を進め、2021年度中の取りまとめを目指す。

エネルギー基本計画(R3.10.22閣議決定)

○再生可能エネルギーについては、足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度の導入、電源構成では36～38%程度を見込む。

○洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していく必要がある。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～(R4.6.7閣議決定)

○再生可能再生可能エネルギーについては、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。特に、洋上風力について、案件形成と浮体等のコスト削減、適正な環境影響評価を進めるとともに、国内サプライチェーン構築に向け新たなプレーヤーの参入加速、国際標準化等を進める

経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長エンジンに変え、持続可能な経済を実現～(R4.6.7閣議決定)

○カーボンニュートラルレポート等の形成¹⁷や持続可能な航空燃料(SAF)等を含む船舶・航空・陸上の輸送分野の脱炭素化を推進する。

17: 洋上風力発電の導入促進を支える基地港湾の整備を含む。

令和5年度港湾局関係税制改正要望の概要

2. 税制改正

| 事項 | 概要 |
|---|---|
| 2. 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置 <u><3年間延長></u> | <p>【対象】 船齢35年未満の作業船(建設業又はひき船業に供する船舶)を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の78/80を満たしている原動機を有するものに限る)を取得した場合</p> <p>【所得税・法人税の特例】 比率80/100の圧縮記帳</p> |
| 3. 港湾の耐震対策に係る特例措置の延長 <u><3年間延長></u> | <p>【対象】 耐震改修工事を完了した民有護岸等</p> <p>【法人税の特例】 (イ) 港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設・・・取得価額の22%の特別償却 (ロ) (イ)以外の施設・・・取得価額の18%の特別償却</p> <p>【固定資産税の特例】 ※南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、国の無利子貸付を受けて耐震改修工事を完了した施設に限る。</p> <p>(イ) 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設・・・課税標準1/2(取得後5年間) (ロ) (イ)以外の施設・・・課税標準5/6(取得後5年間)</p> |